デジタル簡易無線局の登録申請について

(2024年1月現在)

無線局を運用するに当たっては、電波法第二十七条の二十一の「無線局の登録申請手続き」を管轄の総合通信局に行い、運用は、登録状の交付を受けたあとに行ってください。

無線局の登録申請手続きを踏まないで開設又は運用しますと、「電波法第百十条」により不法無線局として罰則の適用を受けることになります。

電波法　第九章　罰則
第百十条
次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
一　第四条の規定による免許又は第二十七条の二十一第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設したとき。
二　第四条の規定による免許又は第二十七条の二十一第一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の八第一項又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を運用したとき。（以下略）

※無線局の登録申請手続きに当たっては、総務省の電波利用ホームページ https://www.tele.soumu.go.jp/ の「免許関係」⇒「無線局開局の手続き・検査」⇒「無線局の登録手続き」も参考にしてください。

郵送で申請する場合

無線局の登録申請手続きは、「無線局（登録/包括登録）申請手続きの流れ」をよく読み、各申請書の記入例等を参照し、別添の所定の用紙に必要事項を記入のうえ、管轄の総合通信局（下記の申請書送付先を参照）に申請書を提出してください。

封書で送る場合の宛先は、○○総合通信局（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所）御中とし、「デジタル簡易無線局の登録申請担当」と併記します。なお、申請書送付の際には、申請者名の記載を確認のうえ、**必ず登録状送付用の封筒（切手貼り付け）を同封してください。**

インターネット申請する場合

総務省の電波利用ホームページ https://www.tele.soumu.go.jp/ の「無線局に関する電子申請」を参照してください。

申請書送付先

	住所		管轄区域（都道府県名）
北海道総合通信局	060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1合同庁舎12階	北海道
東北総合通信局	980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第2合同庁舎12階	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東総合通信局	102-8795 千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎22階	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
信越総合通信局	380-8795 長野市旭町1108	長野第1合同庁舎5階	長野・新潟
北陸総合通信局	920-8795 金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎6階	富山・石川・福井
東海総合通信局	461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第3号館4階	岐阜・静岡・愛知・三重
近畿総合通信局	540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第1号館4階	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国総合通信局	730-8795 広島市中区東白島町19-36		鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国総合通信局	790-8795 松山市味酒町2丁目14−4		徳島・香川・愛媛・高知
九州総合通信局	860-8795 熊本市西区春日2-10-1	熊本地方合同庁舎A棟11階	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合通信事務所	900-8795 那覇市旭町1-9	カフーナ旭橋B街区5階	沖縄

無線局（登録/包括登録）申請手続きの流れ

郵送で登録状に関係する申請・届出を行う場合は、登録状（A4サイズ）送付用封筒（切手貼り付け）を同封してください。※開設届、廃止届は除く

1台だけ登録する場合

▼

登録申請　（電波法第27条の21）
★登録状送付用封筒（切手貼り付け）
手数料：2,300円/件
※「無線局登録申請書」の所定欄に、2,300円分の収入印紙を貼ります。

2台以上（予定を含む）登録する場合

▼

包括登録申請　（電波法第27条の32）
★登録状送付用封筒（切手貼り付け）
手数料：2,900円/件
※「無線局包括登録申請書」の所定欄に、2,900円分の収入印紙を貼ります。

▼

登録状　不備がなければ15日程で登録状が交付されます。

▼

運用開始

▼

開設届
包括登録状の交付後、運用開始日から15日以内に開設届書を提出してください。
※包括登録申請だけでは、手続きは完了しておりません。手続きを怠ると、届出手続き義務違反となり30万円以下の罰金に処せられます。

▼

再登録申請
● 無線局の登録の有効期間（5年）満了時、引き続き運用の場合
※手続きは、有効期間満了前1ヶ月〜3ヶ月以内の間に実施してください。

無線局開設後の主な手続き

以前に、無線局登録状を取得済みで、周波数、および空中線電力、または移動範囲を超える場合は、無線局登録状の変更、または新たに申請が必要です。
※包括登録局は、無線機の取り替え、追加、削除をするごとに、登録局の開設又は変更届出書による届出が必要です。

変更申請
- 常置場所の変更
  （管轄の総合通信局に変更をおよぼすもの）
- 周波数、または空中線電力の変更

変更届
- 登録人の名称、および住所が変更になった場合
- 常置場所の変更
  （管轄の総合通信局に変更をおよぼさないもの）

廃止届
- 無線局を廃止する場合

1台だけ登録する場合

無線局登録申請書の書きかた

自治会や消防団などの代表者名義で申請する場合は、団体の規約と名簿の写しも必要になります。

「（再登録）」に取り消し線を引いてください。

1枚目

無線局登録（~~再登録~~）申請書

●●●●年●●月●●日

●● 総合通信局長　殿

収入印紙貼付欄

✔ 電波法第27条の21第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□ 無線局免許手続規則第25条の14第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住所	都道府県―市区町村コード〔〈記載不要〉〕 〒（●●●-●●●●） ●●●●

2台以上（予定を含む）を登録する場合

無線局包括登録申請書の書きかた

自治会や消防団などの代表者名義で申請する場合は、団体の規約と名簿の写しも必要になります。

「（包括再登録）」に取り消し線を引いてください。

1枚目

無線局包括登録~~（包括再登録）~~申請書

●●●●年●●月●●日

●●総合通信局長　殿

収入印紙貼付欄

✔電波法第27条の32第２項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第３項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第25条の19第１項の規定により、無線局の再登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

住所	都道府県―市区町村コード〔〈記載不要〉〕 〒（●●●-●●●●） ●●●●